

# 令和元年度 第12回香取市農業委員会総会議事録

令和2年3月6日

3月6日（金）香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を本庁7階全員協議会室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について  
日程第3 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について  
日程第4 議案第4号 農用地利用配分計画案に対する意見について  
日程第5 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
日程第6 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について  
日程第7 報告第3号 農地又は採草牧地の転用のための権利移動の制限の例外に関する届出について

1. 出席委員は19名で、その氏名は下記のとおり

1番	林	浩	2番	平	川	君	子		
3番	石	橋	清	勝	4番	鈴	木	清	
5番	篠	塚	正	則	6番	遠	藤	宏	
7番	寺	島	美	幸	8番	片	野	壽	夫
9番	海	老	澤	武	10番	富	澤	克	彦
11番	飯	森	孝	12番	高	松	多	可	史
13番	鵜	澤	幹	司	14番	菅	谷	樹	雄
15番	林	藤	江	16番	高	木	甚	一	
17番	大	堀	潔	18番	栗	林	利	男	
19番	伊	藤	寛						

1. 欠席委員 なし

事務局職員出席者

事務局長	椎	名	正	志	管理班長	高	橋	重	正	
農地班長	櫻	井	廣	子	主	査	滑	川	典	文
主	査	高	橋	亮	太	郎				

開会 午後 2時52分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は、19名です。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、令和元年度第12回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

---

◎議事録署名委員の選任

議 長 議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、4番 鈴木 清委員、14番 菅谷樹雄委員を指名いたします。

---

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第7 報告第3号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

---

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農

地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。令和2年3月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明いたします。

ページは1ページから3ページで、整理番号は1番から9番までです。

整理番号1番、3番、4番および5番は、譲受人が農業経営の規模拡大を図るため、売買による所有権移転をするものです。

整理番号2番は、高齢化による経営縮小のため、売買による所有権移転をするものです。

整理番号6番、7番および9番は、譲渡人が農業廃止のため、6番と7番については、従前から賃借している農地をそれぞれ売買により、また9番については、親戚である譲受人に贈与により所有権移転をするものです。

整理番号8番は、相続人不存在である農地を譲受人が農業経営合理化のため、裁判所へ申立て審判にて譲渡人となる相続財産管理人を選任し、売買契約の審判を受け売買による所有権移転をするものです。

以上、9件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第1班 班長 林 藤江委員。

15番林委員 去る、2月26日、水曜日午後1時30分より市役所301会議室において、第1班の事前審査会を開催いたしました。

提出されました農地法第3条の案件は9件でありました。

案件について、写真および書類により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第1号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがいまして、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明お願いいたします。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番、2番の2件について、6番 遠藤 宏委員。

6番遠藤委員 整理番号1番について、説明いたします。熱田推進委員には、電話で連絡いた

しました。

現地調査を行った結果、この申請は譲受人が自作地の隣接農地を取得し、規模拡大を図りたい意向があり、譲渡人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたしました。

続きまして、整理番号2番について、説明いたします。熱田推進委員には電話で連絡し、前農業委員の星越さんと現地調査を行いました。

この申請は、譲渡人は高齢のため農業経営を縮小したい意向があり、譲受人への依頼により売買による所有権移転の協議が整ったものです。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたしました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号3番について、8番 片野壽夫委員。

8番片野委員 整理番号3番について、五喜田推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が農業経営の縮小のため、農地を処分したい意向であり、譲受人は自宅前の農地で耕作利便なため売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号4番、5番の2件について、14番 菅谷樹雄委員。

14番菅谷委員 整理番号4番および5番について、宇井推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

なお、整理番号4番および5番については、譲受人が同一であるため一括して説明いたします。

この申請は、農地所有適格法人である譲受人が農業経営の規模拡大を図るため、自作地の隣接農地を取得するものであり、譲渡人と協議が整ったため、売買を行おうとするものです。

これまでの営農状況から、所有権移転後は良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号6番、7番の2件について、16番 高木甚一委員。

1 6 番高木委員 整理番号6番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は農業経営を行っていないため農地を処分したい意向があり、譲受人は従前から賃借をしている農地を取得し、農業経営の安定化を図りたい意向があり売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

続きまして、7番について、報告いたします。

整理番号7番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は農業経営を行っていないため、農地を処分したい意向があり譲受人は従前から賃借をしている農地を取得し、農業経営の安定化を図りたい意向があり売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号8番について、17番 大堀 潔委員。

1 7 番大堀委員 整理番号8番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、申請地の所有者が相続人不存在なため、相続財産管理人が選任され譲受人は自作地の隣接農地であるため売買にて譲り受けるものであります。

申請地は、譲受人は従前から管理しているため、所有権移転後も農地の良好な維持管理が引き続き行われると思われま

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号9番について、18番 栗林利男委員。

1 8 番栗林委員 整理番号9番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は相続で取得したものの農業経営を行っていないため、香取市内に所有する農地を全部処分したい意向があり、親戚である譲受人と贈与による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、原案のとおり決定いたします。

---

#### ◎日程第2 議案第2号

議長 日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。令和2年3月6提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは4ページから5ページで、整理番号は1番から6番です。

整理番号1番および2番、転用目的は専用住宅用地で、権利の内容は使用貸借権設定です。

申請地の農地区分は第二種農地に該当します。

整理番号3番、転用目的は専用住宅用地で、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は第二種農地に該当します。

整理番号4番、転用目的は宅地分譲用地で権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は第一種中高層住居専用地域のため、第三種農地に該当します。

整理番号5番、転用目的は専用住宅用地で権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は第一種中高層住居専用地域のため、第三種農地に該当します。

整理番号6番、転用目的は店舗用地で権利の内容は使用貸借権設定です。

申請地の農地区分は第一種農地ではありますが、不許可の例外事由Iであります「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当します。



議 長 整理番号2番について、10番 富澤克彦委員。

10番富澤委員 整理番号2番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

なお、宮崎推進委員には電話にて説明してあります。

場所は、〇〇〇〇〇〇を〇〇方面に向かって〇〇〇の〇〇の先の〇〇〇〇〇〇〇〇の裏側にあります。

この申請は、譲受人は現在アパート住まいですが手狭となっているため、妻の実家近くに専用住宅を建築する計画をしたものです。

なお、申請地の一部では、以前〇〇〇〇〇〇〇として利用されていたことがあったため、始末書が提出されております。

申請地では、埋立て等を行わず整地をします。

排水については、雨水および汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、側溝へ流します。

また、隣接農地には、コンクリートブロックを設け、土砂等の流出を防止します。

なお、申請地は土地改良区より転用同意を受けており、資金計画も妥当であるため転用の確実性があり、周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号3番、4番、5番の3件について、11番 飯森 孝委員。

11番飯森委員 整理番号3番について、現地調査を行った結果を説明いたします。

なお、推進委員の高木委員には電話にて説明して了解を得てあります。

場所は、〇〇〇〇〇〇を〇〇〇から〇〇方面へ向かって〇〇〇〇〇〇〇〇から〇〇メートル位〇〇よりの〇〇を越えた右側にあります。〇〇〇いになっています。

この申請は、譲受人は現在実家住まいですが手狭となっているため、専用住宅を建築する計画をしたものです。

申請地では、50センチほど埋立てを行います。

排水については、雨水は敷地内で自然浸透処理とし、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、側溝へ流します。

また、隣接農地はありません。

なお、申請地は、土地改良区の受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

続きまして、整理番号4番について、高木推進委員と現地調査等を行った結果を説明いた



この申請は、譲受人は〇〇〇〇〇の〇〇〇〇を務めておりますが、現在の〇〇〇が老朽化し、また来客用駐車スペースが不足しているため、新たに〇〇〇および駐車場を建築・整備する計画をしたものです。

申請地では、1メートルほど埋立てを行います。

排水については、雨水は敷地内で自然浸透処理とし、汚水・雑排水は既設の浄化槽で処理後、側溝へ流します。

また、隣接農地にはL字擁壁を設け土砂等の流出を防止します。

なお、申請地は土地改良区の受益地ではなく、資金計画も妥当であるため転用の確実性があり、周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

---

### ◎日程第3 議案第3号

議 長 日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。

令和2年3月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

令和元年度第12次農用地利用集積計画は、整理番号1番から146番です。ページは6ページから71ページです。

所有権移転が5件、7,203 m<sup>2</sup>で、田が6,203 m<sup>2</sup>、畑が1,000 m<sup>2</sup>です。

次に、賃借権設定は138件、542,434.13 m<sup>2</sup>です。

内訳ですが、新規は126件で、478,045 m<sup>2</sup>で、田が447,015 m<sup>2</sup>、畑が31,030 m<sup>2</sup>です。

このうち、中間管理機構分は68件、267,067 m<sup>2</sup>、田が248,650 m<sup>2</sup>、畑が18,417 m<sup>2</sup>です。

再設定は12件、64,389.13 m<sup>2</sup>、田が55,976.13 m<sup>2</sup>、畑が8,413 m<sup>2</sup>です。

続きまして、使用貸借権設定は3件、2,333 m<sup>2</sup>で、すべて田ですべて新規です。

このうち、中間管理機構分は1件、712 m<sup>2</sup>です。

以上146件の第12次農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 議案第3号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第3号 整理番号11番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号 整理番号11番は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 整理番号11番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議長 次に、議案第3号 整理番号54番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○○委員 退場)

議長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号 整理番号54番については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 整理番号54番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、議案第3号の整理番号11番、54番の2件を除く144件について、審議いたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号 整理番号11番、54番の2件を除く144件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 整理番号11番、54番の2件を除く144件については、原案のとおり決定いたします。

---

#### ◎日程第4 議案第4号

議 長 日程第4 議案第4号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第4号 農用地利用配分計画案に対する意見について。下記のとおり農

地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見を求める。令和 2 年 3 月 6 日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

整理番号は 1 番から 39 番、ページは 72 ページから 99 ページです。

すべて新規です。

賃借権設定が 38 件、267,067 m<sup>2</sup>、田が 248,650 m<sup>2</sup>、畑が 18,417 m<sup>2</sup>です。

使用貸借権が 1 件、712 m<sup>2</sup>で、田です。

以上、39 件の農用地利用配分計画案については、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 議案第 4 号については、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案 4 号 整理番号 1 番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第 4 号 整理番号 1 番は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 4 号 整理番号 1 番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、議案第 4 号の整理番号 13 番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号 整理番号13番については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 整理番号13番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議長 次に、議案第4号の整理番号1番、13番の2件を除く37件について、審議いたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号 整理番号1番、13番の2件を除く37件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号の整理番号1番、13番の2件を除く37件については、原案のとおり決定いたします。

---

◎日程第5 報告第1号

議長 日程第5 これより報告事項に入ります。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり

農地法第 18 条第 6 項および農地法施行規則第 68 条の規定による解約等の通知があったので報告する。令和 2 年 3 月 6 日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は 5 件です。

事務局農地班長 報告第 2 号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第 18 条第 6 項および農地法施行規則第 68 条の規定による農用地利用集積計画（中途解約）の通知があったので報告する。令和 2 年 3 月 6 日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は 133 件です。

事務局農地班長 報告第 3 号 農地または採草放牧地の転用のための権利移動の制限の例外に関する届出について。下記のとおり農地法施行規則第 53 条の規定に該当したので報告する。令和 2 年 3 月 6 日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は 1 件です。

---

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3 時 3 2 分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人